

厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する
法律施行規則の制定について（概要）

1. 制定の趣旨

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号。以下「改正法」という。）による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第5章の規定により、新たに居住安定援助賃貸住宅事業が創設された。
- 私人間契約である賃貸住宅の賃貸借契約においては、入居者（賃借人）が大家（賃貸人）に直接家賃等を支払うことが原則であるところ、新設された法第53条においては、生活保護法（昭和25年法律第144号）の特例として被保護者が認定住宅（都道府県知事が基準に適合するものとして認定した居住安定援助賃貸住宅）に入居する場合に保護の実施機関による家賃等の代理納付を可能とする旨の規定が設けられた。
- 同条第1項に規定する保護の実施機関が被保護認定住宅入居者に交付する保護金品の範囲及び同条第2項に規定する保護の実施機関による家賃等の代理納付に適さない場合を定める必要があるため、厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則を制定するものである。

2. 制定内容

- 法第53条第1項の厚生労働省令で定めるものの額は被保護認定住宅入居者が認定住宅に居住するにあたり必要な共益費とすること。（第1条関係）
- 法第53条第2項の厚生労働省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とすること。（第2条関係）
 - ・ 被保護認定住宅入居者が受ける住宅扶助の額が、当該被保護認定住宅入居者が賃借して居住する認定住宅の家賃の額に相当する額に満たない場合
 - ・ 被保護認定住宅入居者が受ける生活扶助の額が、当該被保護認定住宅入居者が賃借して居住する認定住宅の共益費の額に相当する額に満たない場合
 - ・ 当該認定住宅への居住を継続することが被保護認定住宅入居者の自立した生活の妨げになる等、家賃等に相当する額を認定賃貸人に支払うことが適切でないと保護の実施機関が判断した場合

3. 根拠条項

- 法第53条第1項及び第2項

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年6月上旬（予定）
- 施行期日：令和7年10月1日（改正法の施行日と同日）